

vol.45-2 (通算 503号)

2015年5月号

やどかり

2015年5月15日発行
(毎月1回15日発行)1987年12月19日第三種郵便物認可
発行人 公益社団法人やどかりの里
代表者 土橋 敏孝
〒337-0043
さいたま市見沼区中川 562

TEL 048-686-0494

FAX 048-686-9812

定価 50円(含会費)

生活保護削減と私たちの暮らし

～この国の暴走にSTOP!!～

4月、生活保護基準の引下げがなされた。2013年8月、昨年4月に続いて3回目となる。7月から住宅扶助の引下げ(家賃更新時から)、10月から冬季加算の引下げも予定されている。すでに削減された期末一時扶助を合わせ、総額1,000億円に近い削減になる見込みだ。一方で、2015年度の防衛費予算が、前年度比約1,000億円増額されていること、企業が負担する法人税が下がっていることも看過できない。

社会保障切り崩しの先鋒に

生活保護の削減は2011年6月に示された「社会保障・税の一体改革成案」に遡る。社会保障に係る具体的な青写真は2013年8月に「社会保障制度改革国民会議報告書」にまとめられ、子育てや医療・介護、年金などと合わせ、生活保護の見直しを示された。少子高齢化が進み、全世代が負担を分かち合うとして消費税増税分を社会保障財源にあてるという。社会保障の「改革」の中身は、稼いで自立する、家族や地域で助け合う仕組みづくりなど自助・共助が強調され、真っ先に矛先が向けられたのが生活保護だった。

生活保護は「暮らしのものさし」

生活保護引下げの問題は生活保護利用者だけの問題ではない。保育料や障害福祉サービスの利用料など所得に応じて負担額が示されるが、生活保護基準が下がれば非課税世帯が課税世帯になるなどし、負担が増えていく。

また、最低賃金の設定には生活保護費との整合性が重視されており、生活保護の問題は低所得者や福祉サービスを利用する人だけでなく、労働者

も含む多くの人たちの暮らしに密接に関わっている。しかし、厚生労働省は、専門部会での検討やこれまでの算定方式を無視し、生活保護基準の引下げを強行したのだ。

こんなことがまかり通っているのか

やどかりの里では、登録するメンバーの約3分の1の人が生活保護を利用している。生活保護削減問題は多くのメンバーを直撃する。

昨年8月1日、埼玉で25人が生活保護引下げ違憲訴訟に立ち上がった。うち6人がやどかりの里のメンバーだ。こうした訴訟は全国で広がり、20道府県、678人(2015年3月16日現在)に上っている。埼玉での第1回裁判が昨年11月19日、第2回裁判が今年2月25日に開かれた。同日に行われた浦和駅前街宣行動や傍聴、応援集会にやどかりの里からも大勢駆けつけた。

健康で文化的な生活を築いていくために

やどかりの里では、3回目の基準引下げに対する審査請求の動きも始まっている。生活保護基準引下げが始まって、食費を切り詰めたり少しの楽しみを諦めたりしているメンバーの姿をまのあたりにしながら、根拠なく生活保護引下げを断行し、一方で大企業優先、軍事化する国のあり方に、何とか歯止めをかけたい、という思いの輪が広がっている。

先日亡くなった、メンバー理事を長く務めた堀澄清さんが、障害者自立支援法違憲訴訟で勝利的和解に至った折、「和解は通過点、求めるべきものは生活の質」と語っていたという。我が国のいう、健康で文化的な暮らしのありようを問い続けていきたい。